

共立女子大学・共立女子短期大学 研究活動行動規範

共立女子大学および共立女子短期大学（以下「本学」という）は、研究活動の公平性、倫理性、信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な使命・責任を果たすために、『共立女子大学・共立女子短期大学研究活動行動規範』を定める。本学において研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という）および研究活動の支援、研究費の執行・管理等に携わる者（以下「研究支援者」という）は、本規範を誠実に実行しなければならない。

（法令等の遵守と責任）

研究者および研究支援者は、法令、通知等および本学諸規程を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。

（研究活動）

研究者は自らの研究の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、誠実に行動する。また研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

（研究費の適正使用）

研究者および研究支援者は、研究費が、学納金をはじめ、国民の税金、企業・法人等からの負託等による貴重な源泉であることを認識し、公正かつ効率的な執行および管理を行う。また研究費毎に定められた助成等の条件、使用ルールおよび本学諸規程等を遵守し、研究計画に基づき、適正に執行する。

（差別・ハラスメントの排除）

研究者は、研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。また研究上の立場を利用したハラスメントを行わない。

（利益相反）

研究者は、自らの研究活動において、個人と所属組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

（個人情報保護と守秘義務）

研究者および研究支援者は、研究活動および研究費執行・管理の過程で知り得た他者の個人情報の保護に努め、適正な取扱いを行う。また他者の知的財産権に係るものに関しては、これを尊重し、守秘義務を遵守する。